

## ① 異議申立て

登録後の一定期間は広く一般に登録の見直しを求める機会を与えています。



### (1) 特許の異議申立て

特許公報の発行日から6ヶ月以内に誰でも異議申立てをすることができます。特許公報は、登録後に発行されます(出願から1年6ヶ月後に発行される公開公報とは異なります)。

あくまで、異議申立人は審査が妥当か見直すきっかけを与えるだけで、審理は権利者と審判官との間で進められます。登録できない理由があるときは、権利者に取消理由が通知され、請求項等を訂正する機会が与えられますが、取り消す理由が無い場合に異議申立人に意見を述べる機会とは与えられず(訂正があった場合は与えられます)、登録が維持されます。

### (2) 異議申立期間外

登録査定前は、誰でも審査官に先行技術文献など拒絶できそうな材料を情報提供することができます。

異議申立期間後は、利害関係人(例えば、侵害訴訟を提起されたとか)であれば無効審判を請求できます。無効審判の審理は、審判請求人と権利者との間で進められ、審判官が双方の主張を聞いて審決を出します。



### (3) 商標の異議申立て

商標公報の発行日から2ヶ月以内に誰でも異議申立てをすることができます。

商標も特許と同様ですが、一部の理由を除いて登録から5年経過すると無効審判が請求できなくなるので注意です(これまで形成されてきた信用を破壊すると支障があるので)。



### (4) 外国の異議申立て

日本は現在、権利付与後異議申立てですが、権利付与前異議申立てを採用している国もあります。付与前異議申立ての場合、審査後に公告して異議申立てを受け付け、異議が認められなければ登録されます。

国	特許	商標
米国	付与後9ヶ月	付与前30日
欧州	付与後9ヶ月	付与前3ヶ月
中国	無し	付与前3ヶ月
韓国	無し	付与前2ヶ月
台湾	無し	付与前3ヶ月

## こちら特許部

ニッポウ  
NIPPO 日峯国際特許事務所

ご質問やご相談を承ります。  
どうぞ、お気軽にお問い合わせください。

 029-228-5622

 [info@nippo-patent.jp](mailto:info@nippo-patent.jp)